

【学長声明】

東京理科大学は「研究活動に関する不正防止対策検討委員会」において、東京理科大学の教育研究活動に携わるすべての教職員・学生の科学者としての不正行為を防止するため、科学者倫理に関する検討を行いました。その結果、東京理科大学が社会の信頼と負託を得て、主体的かつ自律的に教育・研究を進め、東京理科大学の教育・研究の理念を健全に遂行するため、各個人の自主性の上に、それぞれの専門分野に共通する倫理規範として、平成19年4月に東京理科大学の「研究行動憲章」を定めました。

東京理科大学の教職員・学生は「研究行動憲章」に則り、自然・人間・社会とこれらの調和的発展のための科学技術の創造を目指す教育・研究に従事いたします。